

産業廃棄物収集運搬業許可証

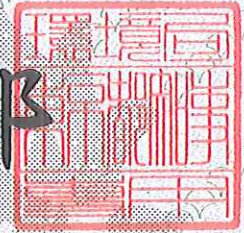
住所 東京都足立区入谷九丁目30番10号

氏名 日本衛生株式会社
代表取締役 澤谷 義一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成22年 4月13日

許可の有効年月日 平成27年 4月12日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む）
- (2) 産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くず、動植物性残さ、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん
(以上14種類)
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（ペットボトルを除く）、木くず、金属
くず（空缶を除く）、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
(以上8種類)

2 積替え保管施設（詳細は裏面）

施設住所

- (1) 東京都足立区入谷九丁目7番6号
積替え保管面積：792㎡ 最大保管高さ：2.02m
- (2) 東京都足立区入谷九丁目7番9号
積替え保管面積：1021.93㎡ 最大保管高さ：1.46m

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から18時までとする。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 2年 4月13日 新規許可
 平成22年 4月13日 更新許可 第4回
 平成23年 1月18日 変更届（積替え保管施設の追加）

5 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

2 積替え保管施設

(1) 東京都足立区入谷九丁目7番6号

積替え保管面積: 792m² 最大保管高さ: 2.02m

産業廃棄物の種類	保管量	
汚泥	ドラム缶 3本	0.6 m ³
廃油	ドラム缶 3本	0.6 m ³
廃酸	ドラム缶 3本	0.6 m ³
廃アルカリ	ドラム缶 3本	0.6 m ³
廃プラスチック類 (ペットボトルを除く)	コンテナ 1台	16.0 m ³
木くず	コンテナ 1台	16.0 m ³
金属くず (空缶を除く)	コンテナ 1台	16.0 m ³
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	コンテナ 1台	16.0 m ³
	合計保管量	66.4 m ³

(2) 東京都足立区入谷九丁目7番9号

積替え保管面積: 1021.93m² 最大保管高さ: 1.46m

産業廃棄物の種類	保管量	
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	コンテナ 3台	24.0 m ³
	合計保管量	24.0 m ³

(以下余白)